

福祉文教常任委員会審査報告書

令和3年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第8号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
議案第9号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第11号	飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例	可決
議案第24号	令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第25号	令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第26号	令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第27号	令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第30号	令和3年度飯綱町病院事業会計予算	可決
議案第32号	第4期飯綱町地域福祉計画の策定について	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第8号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑：今回改正となる計算方法は自治体によって変わるのか。

回答：全国一律である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 9 号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 11 号 飯綱町子育て応援祝金支給条例の一部を改正する条例

質疑①：子育て応援祝金を 20 万円とする根拠と子育て応援会議のメンバーの年代層は。

回答①：町長から 20 万円位でどうか子育て応援会議に意見を聞いて欲しいという指示があった。会議では、他の自治体の祝金よりも比較的高額であり、とてもありがたいとの意見があった。出産費用に係る助成という性質ではなく、あくまでも町を挙げてお祝いするための祝金で、今以上に健やかな成長を応援するもの。子育て応援会議のメンバーはほぼ 30 代から 40 代前半。

質疑②：3 年間居住しないと支給しない根拠は何か。

回答②：生まれる前に転入して、出産後 1 年以内に転出したケースがあったため、4 年前に施行規則を改正した。

質疑③：地方交付税の人口算定の基準は何か。

回答③：国勢調査の人口数である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 24 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：来年度の事業収入が増えているのは、利用が増えるという見込みによるものか。

回答①：今年度利用者が増加した。コロナ禍で入院中面会ができず在宅を希望される方、また最期を自宅で迎えたい方が増えてきている。

質疑②：毎年、基金繰入金を予算に計上しているが使わず済んでいる。基金を使う予定はあるのか。

回答②：事業所の建物などについては要検討と考えているが、現時点で具体的な予定はない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 25 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質疑①：国民健康保険特別会計の基金積立てについて、令和元年度 3,000 万円の積

立てを行っており、現在残高1億4,000万ほどとのことだが、どのように何のために積み立てをしているのか。令和2年度も積み立てを行うのか。

回答①：令和3年度は繰越金を3,000万円ほど予定しているが、令和3年度に県へ支払う納付金の財源とする予定。基金の積み立ては行わない。来年度の所得割額がどのくらいになるかまだ不明だが、世の中の情勢の影響により所得割額が減額となり国保税が減収となった場合、繰越金で不足するようであれば、基金の取崩しを行うことも考えている。

質疑②：一般会計からも繰入金があるが、基金の積み立てがある中で、繰入れは必要なのか。国保特別会計の中だけでやりくりするという方式にはならないのか。こういった場合、国保の基金を取り崩すのか。

回答②：平成30年度から国保財政の運営主体が県に移行されたが、それまでは市町村がそれぞれの国保会計の中で対応していたため、高額な治療を受ける方が出るなどの急な支出に対応するため、基金を積んで予備的な予算を持っている必要があった。県が国保財政の運営主体となった現在は、急な医療費の増加に対する心配はなくなったが、増加した医療費が納付金の算定に反映されるため、その都度税率をあげて対応せずに済むよう基金を充てて対応していくことを考えている。令和3年度は所得割額の減少が見込まれるため、基金への積み立ては行わず、3,000万円を繰越金とすることで対応することとした。一般会計からの繰入金は、国保税の軽減制度に対する国や県の負担金など一般会計を通して国保会計に繰り入れているもの。今後の急な財源不足は基金取崩しで対応していく予定。

質疑③：出産育児一時金は町独自の制度か。

回答③：市町村ごとに定める制度だが、出産育児一時金は県内全市町村実施している。葬祭費は県内76市町村が実施（未実施1市町村）しており、市町村によって支給金額が違う。

質疑④：国保税歳入の滞納繰越分については、必ず納めてもらうものとしての収入見込みでよいか。

回答④：滞納整理については、税務会計課収納係で主に対応しているが、滞納している方の財産調査・分納誓約・差し押さえなどを行い、徴収に努めている。国保年金係としては、短期証（1カ月証、3カ月証、6カ月証）を発行することで納付・納税相談の機会を設けて対応している。

質疑⑤：歳出の予備費は何に使う予定か。

回答⑤：繰越金3,000万円の一部を納付金へ充てる予定で予算編成しているが、国保税の所得割額がコロナの影響で減収となれば、予備費も納付金の支払いに充てる予定。

質疑⑥：令和2年度は検診が受けられない状況が続いているが、特定検診の受診率低下による令和3年度の県支援金の分配への影響はあるか。

回答⑥：特定検診の受診率は保険者努力支援制度の補助金に影響するが、令和3年度にはまだ反映しない。今後どのような影響が出てくるかについては、ま

だ県からはっきりした通知はない。コロナの影響以外に、検診車が出ないことも受診率低下につながっていることがあり、補助金にも影響することなので、健康管理センターの検診担当と今後受診率を高めるため相談していきたい。

□保健福祉課

質疑①：特定健康診査等事業費の特定財源である特定健診等負担金とは、特定健診以外も含んでいるのか。

回答①：特定健診と特定保健指導が対象である。

質疑②：総合健診について、毎年受診できるようにならないか。

回答②：総合健診委託先である飯綱病院との協議が必要となる。委託先の受入数等が課題であり、現状どおりとしたい。

質疑③：通院の際に行った血液検査等のデータを流用して、特定健診に活用できないか。

回答③：特定健診にはいくつかの必須項目があり、その内の一部のデータだけの提供を受けても特定健診を実施したことにはならない。通院時に必須項目すべての検査を行い、そのデータ提供があった場合は特定健診として取り扱う。

質疑④：町民全体の受診率を把握できないか。

回答④：社会保険や共済等の保険者ごとのデータを把握することが現状ではできないため、受診率の算定はできない。

意見①：医療費の縮減の観点から、複数の医療機関にかかっている場合、処方される薬が重複しないようにするなど、一元的な管理、指導をお願いしたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 26 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 27 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

質疑①：介護保険料は変わらないが、保険給付費は昨年に比べ下がっている。サービスの低下と思うがどうか。

回答①：予算では必要サービス量を過去の実績により推計して計上している。サービスの内容に変更はない。

質疑②：歳入部分で、国庫支出金などの財源が前年に比べて減少しているが。

回答②：保険給付費、地域支援事業は、それぞれ補助事業を活用して実施している。保険給付費については、国 25%、県 12.5%、町 12.5%、1号保険料約

23%、給付費交付金 27%という財源構成であり、それに応じて予算を見込んでいる。保険給付費と地域支援事業では財源構成が異なっているが、同じような仕組みである。

質疑③：保険給付費が減少している理由は。

回答③：給付費は、過去の実績をベースに 12 か月相当分を見込んで積算している。サービス利用についてはコロナウイルスの影響は若干であり、大きな影響はないものと考えている。

質疑④：保険料収入が増えるので、保険料を上げないということか。

回答④：保険料については、介護サービスの事業量や給付費の見込み、地域支援事業の見込みを踏まえ、3年間の事業費総額を算定し、1号被保険者の人数により負担相当を見込み、調整交付金や準備基金の取崩し活用を経て、必要保険料を見込んでいる。そして、基準月額に対して、所得段階に応じた負担割合をそれぞれの人数を考慮し見込んでいる。

保険料は若干増える見込みで、準備基金については見込額が昨年に比べ減少している。給付費が伸びる場合には、計画の範囲内で基金の活用により補い、必要保険料分を確保していく。

質疑⑤：保険料は現状維持か。

回答⑤：7期と同様である。

質疑⑥：昨年度は、実質収支が 60 万円位であったと思う。予算に基金積立金を計上していないが。

回答⑥：基金の積立は予定していない。当初予算では科目存置で 1,000 円の計上である。国庫補助などを活用しているが、実績に応じて翌年度に精算交付金が交付される場合があり、剰余金として介護報酬支払準備基金へ積むようにしている。基金は保険料上昇を抑えるために活用しており、全体的に影響する基準保険料の上昇に繋がらないように考えている。

質疑⑦：歳入で保険者努力支援交付金とあるが、いつからあるのか。

回答⑦：令和2年度の途中からである。

質疑⑧：令和2年度は、当初予算に計上することができなかったということか。

回答⑧：新たに創設された交付金である。

意見①：町全体の予算規模が大きくなっている。一般会計では、保健福祉分野が総務費に次いで多い。今後の社会情勢を察すると予算規模は増加すると考えられるため、財政見通しについての計画的なものがあると予算審議の参考となるのでお願いしたい。

質疑⑨：介護保険の報酬改定について、若干上乘せとの情報があるが予算に反映されているか。

回答⑨：報酬改定については、予算編成時期の 12 月を過ぎてから通知が届いたため、当初予算には反映されていない。引上げ分については、実情に応じて補正予算で対応する予定。引上げは、基本報酬のプラス 0.7%であり、内容は自立支援や重度化防止、ICTの活用などの加算、新型コロナウイルス対策

の上乗せなどである。

質疑⑩：介護保険支払準備基金の取崩しが予定されているが、基金の保有高についての見通しは。

回答⑩：基金保有残高については、どのくらいの水準が妥当なのかという考えの根拠は持っていない。次期の計画でも、3か年で1億5,000万円位の取崩しを見込んだ。単年で5,000万円程度を見込み、給付費の不足が生じた際に活用をするという考え方である。ただし、過去の計画期間では、基金の取崩しはほとんどしていないのが実情。現在の基金残高は、決算前であるが2億7,000万円程度。介護予防に努めながら、給付費の抑制につなげたい。

質疑⑪：認知症の方の賠償保険の話があったが、今年度、行方不明になった認知症の方はいたか。

回答⑪：2人いた。

質疑⑫：認知症の方が行方不明になった場合の捜索手段として考えられることは。

回答⑫：GPS機器導入に対する補助があるが、まだ利用はない。また、GPS発信機ではなく、衣類にQRコードのタグを付けるなどの方法もあるため、今後、研究したい。

質疑⑬：認知症になる方は増えているか。

回答⑬：認知症に対する意識変化により、主治医に早めに相談するようになったためか、地域包括支援センターへの相談は減ってきている。

質疑⑭：認知症サポーター養成講座、オレンジリングはまだやっているのか。

回答⑭：町や社協で行っている。

質疑⑮：予算の事項別明細で特例とつく項目があるが、特例の意味と地域未着型の意味は。

回答⑮：特例は、要介護認定区分が決定される前に、緊急に介護サービスを受けた場合に給付する場合のことであり、通常の給付とは区分している。地域密着型は、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように創設された介護サービスであり、町で指定した事業者がサービスを行う。町民が対象で、事業者にはニチイケアセンター、みつえ、りんごパーク、さんばが該当する。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第30号 令和3年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：飯綱病院のコロナウイルスワクチンの接種に向けた準備状況は。

回答①：現在保健福祉課と協議しているが、当該事業は保健福祉課が所管のため、詳細は所管課に。

質疑②：飯綱病院の長期的な経営状況の見通しについて、病院のあり方を検討する時期では。

回答②：長野県地域医療構想を踏まえ、求められる地域医療の提供のため、体制を検討していく。

意見①：地域医療が弱体化すると住民が離れ、人口減少の加速につながる。医療の確保を推進してほしい。

質疑③：飯綱病院ホームページは見やすく制作されているが、近隣病院等と協力があつたのか。

回答③：直接の協力はなかったが、県内自治体病院がホームページの改善を集中して行った時期があつた。

質疑④：SNSによる発信はどうか。

回答④：内容に負うべき責任が大きすぎると思われ、行っていない。

質疑⑤：ネット上で病院の評価を見ることができるとは、飯綱病院の評価はどうか。

回答⑤：いくつか見たところ、あまり悪い評価はみられなかった。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 32 号 第 4 期飯綱町地域福祉計画の策定について

質疑①：つながり隊の構成について、区長や組長が委員になっているケースが多く、委員の任期が終わると交代になってしまい、つながり隊自体が繋がっていないという課題がある。継続したコーディネート体制の確立に対する取り組みは。

回答①：つながり隊は、社協の組織である。基本的に専任として依頼していると聞いているが、区や組の事情により区長や組長が兼務という地区が多い状況。社協に課題を伝え検討するよう促す。

質疑②：「ボランティアアドバイザー養成します。」と記載しているが、ボランティアの捉え方が人それぞれで違っており、ボランティアと認識せずに活動していることがあると思う。継続して取り組んでくれる人材をどう発掘していくかが課題である。ボランティア協議会がとてもよい活動をしているため、啓発の徹底を。もう少し気軽に参加できるような仕組み作りが必要ではないか。

回答②：ボランティア活動に参加したいという人が相談窓口を訪れ、具体的な活動へと繋がるには、活動の種類や内容、活動方法を知っている人がいろいろな場所に多数いる状態が必要なため、ボランティア連絡会などから新たなアドバイザーの育成を図る必要がある。社協と連携して意識の醸成を図る体制を構築していきたい。

質疑③：若い人がボランティア活動に参加できるような仕組み作りなど、施策の展開を図るべきではないか。

回答③：社協のボランティアコーディネーターや今後育成を予定しているアドバイザーからの情報発信を進めたい。

質疑④：令和元年度の行方不明者情報のメール配信サービス登録者は 630 人いる。登録者の増加を促すことも地域で支える取り組みになると思うので周知活動を推進したらどうか。

回答④：防災部門と連携してPRしていきたい。

討 論：なし

採 決：全員賛成で可決とした。